2026年10月30日

各 位

会 社 名　株式会社ＥＲＴＨ　Ｇｒｏｕｐ
代表者名　代表取締役社長　荒　川　高　広
（コード番号：6072　東証スタンダード）
問合せ先　執行役員総務部長　髙　瀬　秀　人
（TEL. 03-6265-1834）

《本件専用お問合せ窓口》

ＥＲＴＨ　Ｇｒｏｕｐ
新株予約権無償割当て　問合わせ係

finance_support@erth-grp.co.jp

2026年10月30日（金）～2027年２月26日（金）
但し土・日・祝日・年末年始休業期間を除く平日9:30～18:30

株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てに関するご説明（Ｑ＆Ａ）

2026年10月30日付公表「新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」（URL:https://erth-grp.co.jp/ir/news）にてお知らせいたしました当社以外の全株主を対象とした当社第８回新株予約権（非上場）の無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てにより発行される当社第８回新株予約権を、以下「第８回新株予約権」といいます。）に関する、よくあるご質問を、Ｑ＆Ａとしてまとめましたので、ご参照いただきますようお願いいたします。

本新株予約権無償割当てにおいて、**第８回新株予約権の割当てを受ける2026年12月31日（株主確定日）の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様におかれましては、**「新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」も併せてご参照いただき、本新株予約権無償割当ての内容について十分にご理解いただいた上で、第８回新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

■　2026年12月31日時点において当社株主の方（第８回新株予約権が無償で付与される方）

本新株予約権無償割当てにおける株主確定日である2026年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様につきましては、特に手続きを経ることなく無償にて第８回新株予約権が割り当てられます。割り当てられた第８回新株予約権につきましては、基本的に

① 第８回新株予約権を行使して普通株式を取得する（なお、第８回新株予約権の行使には行使価額の払込みが必要となります。）

② 第８回新株予約権を行使しない（一般投資家権利行使期間（2027年１月25日から2027年２月26日まで）に行使されなかった第８回新株予約権は全て、取得条項によって当社に無償で取得されます。なお、当社は取得条項によって無償で取得した第８回新株予約権を、当社取締役会が承認する特定の投資家に適正な譲渡対価で譲渡することがあります。）

のいずれかを選択することができます。

なお、本新株予約権無償割当ては、いわゆるライツ・オファリングではありません。第８回新株予約権は、東京証券取引所その他の金融商品取引所において上場の予定はありませんので、市場で第８回新株予約権を売買することはできません。また、第８回新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要します。なお、第８回新株予約権の一般投資家権利行使期間満了日（2027年２月26日）までに第８回新株予約権を行使しない場合には、第８回新株予約権は取得条項によって当社に無償で取得されるため、普通株式の株価が下落した場合にはこれによる経済的な不利益の全部又は一部を被る可能性がございますので、ご注意ください。なお、本新株予約権無償割当ての株主確定日である2026年12月31日から起算して３営業日前までに当社普通株式を株式市場で売却する等の方法により、第８回新株予約権の割当てを受けないことも可能です。

■　第８回新株予約権の権利行使に際してのご留意点

１）第８回新株予約権の権利行使は、株主の皆様が、本新株予約権無償割当ての内容について十分にご理解いただいた上で、ご判断をいただくものです。

２）株主の皆様ご自身でのお取引先証券会社とのお手続きが必要なため、権利行使にあたり必要な書類、必要な手続き期間の事前確認が必要となります。

お取引先証券会社によっては、各証券会社内の社内手続き等の理由により、実際の行使請求取次の受付期間が、第８回新株予約権の発行要項に定める一般投資家権利行使期間（2027 年１月 25 日から同年２月 26 日まで）よりも短く設定されている可能性があります。

～Ｑ＆Ａの目次～

１．株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当ての基本的な仕組みについて・・・・・・P. ５

２．第８回新株予約権の割当てについて・・・・・・・・・・・・・・・P. 12

３．第８回新株予約権の行使について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 14

４．税務上の取扱い等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 18

５．株主の皆様における大量保有報告書等の提出義務について・・P. 19

（ご参考）本新株予約権無償割当て　スケジュールについて・・・・・・P. 22

１．株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当ての基本的な仕組みについて

Question	Answer
Ｑ１－１ 新株予約権とは何か	Ａ１－１ 新株予約権とは、その権利を保有する者が、行使期間において予め定められた行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する金額をいいます。）を払い込むことにより、発行会社から、株式の交付を受けることができる権利のことをいいます。
Ｑ１－２ 新株予約権のメリット	Ａ１－２ 新株予約権を行使して新株式の発行を受け、その株式の時価が行使価額を上回っていた場合、その差額に係る経済的利益を享受できるメリットがあります。
Ｑ１－３ 株主に対する新株予約権(非上場)の無償割当ての概要について	Ａ１－３ 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当ては株式会社の資金調達手法の一つであり、新株予約権を発行会社以外の全ての株主に対し無償で割り当てるものです。当社は、2026 年 12 月 31 日を株主確定日として、当該株主確定日時点の株主の皆様に当社普通株式１株につき１個の第８回新株予約権を無償で割り当て、交付された第８回新株予約権が行使期間において行使され行使価額の払込みを受けた場合に、当社普通株式を交付いたします。なお、株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てにおいては、株主の皆様に無償で割当てられた新株予約権は、東京証券取引所その他の金融商品取引所において上場されず、市場で売買することはできません。
Ｑ１－４ 株主に対する新株予約権(非上場)の無償割当てと、公募増資や第三者割当との相違	Ａ１－４ 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当ては、一般的な公募増資や第三者割当増資と比較して、既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて新株予約権が割り当てられ、既存株主の皆様に当社普通株式を取得するか否かをご判断いただける点が特徴です。

Ｑ１－５ 株主に対する新株予約権(非上場)の無償割当てとライツ・オファリングの相違	Ａ１－５ 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てとライツ・オファリングの大きな違いは、割り当てられた新株予約権が東京証券取引所その他の金融商品取引所において上場されるかどうかです。 ライツ・オファリングと異なり、この度の株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てにより割り当てられる新株予約権は東京証券取引所その他の金融商品取引所には上場されません。また、第８回新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要します。 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てでは、割り当てられた新株予約権の売却の機会が実質的に限られるため、新株予約権が割り当てられた株主は、原則として、それを行使するか、行使せずに当社に無償で取得されるかのいずれかを選択いただくことになります。
Ｑ１－６ ライツ・オファリングではなく株主割当方式を選択した理由	Ａ１－６ コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、増資の合理性に係る評価手続きとして証券会社による増資の合理性に係る審査又は株主総会決議等による株主の意思確認の実施が必要とされ、実施までの期間が長期化するとともに、上記手続きに要する費用と負担が過大となることを踏まえ、現時点における資金調達方法として必ずしもライツ・オファリングである必要はないと判断し、無償割当てによる第８回新株予約権の金融商品取引所への上場は行わないこととといたしました。 第８回新株予約権の株主様への無償割当ては、既存株主に対する希薄化の影響に配慮しつつ資金調達を行い、財務基盤を安定させることとなる方法であること、株主の皆様に平等な投資機会を享受いただき、その結果として当社の企業価値の向上に資し得る、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられる手段として選択しました。また、第８回新株予約権の行使価額を発行決議時の時価よりも低く設定することにより既存株主による第８回新株予約権の行使をよりしやすくし、既存株主の皆様が企業価値上昇の恩恵を幅広く享受できる機会を設ける設計としております。なお、下記のとおり外国居住株主による行使制限については、法令による規制がある結果、制限状態が発生してしまうものであり、株主平等の原則に違反するものではないと考えております。
Ｑ１－７ 新株予約権を用いた第三者割当増資を同時に	Ａ１－７ 当社は、2026 年 10 月 30 日開催の取締役会において、EVO FUND を割当予定先とする第三者割当による第５回新株予約権及び第６回新株予約権（以下「EVO FUND に対する第三者割当」といいます。）並びにアストリス･ファイナンシャル･アドバイザリー合同会社（以下「アストリス」といい、EVO FUND とあわせて「本第三者割当予定先」といいます。）を割当予定先と

採用した理由	する第三者割当による第７回新株予約権の発行（以下「アストリスに対する第三者割当」といい、EVO FUND に対する第三者割当とあわせて「本第三者割当」といいます。）についても決議しております。本第三者割当に関する詳細につきましては、本日開示した「第三者割当による第５回、第６回及び第７回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。 本新株予約権無償割当てにおいては、未行使の新株予約権を当社が取得した上でその全部又は一部を第三者へ譲渡し、その行使による資金調達を図ることを想定しておりますが、譲渡先の確保及び実際の行使数量には不確実性があります。 また、本新株予約権無償割当てにより調達可能な金額は最大約 130 億円である一方、当社が現時点で想定する資金需要は約 200 億円であることから、本新株予約権無償割当てのみでは必要資金を充足できません。 このため、当社は、本新株予約権無償割当てに加え、最大約 77 億円程度の調達を想定した新株予約権を用いた第三者割当増資を併用することといたしました。 なお、いずれの新株予約権も行使状況により実際の調達額が変動するため、必要資金を確実に調達できることを意味するものではありません。
Ｑ１－８ 第８回新株予約権割当て後の選択肢	Ａ１－８ 第８回新株予約権の割当て後の選択肢としては、 ①　第８回新株予約権を行使して普通株式を取得する ②　第８回新株予約権の行使を行わない のいずれかの選択が可能です。 ①　第８回新株予約権を行使する場合、行使価額（第８回新株予約権１個当たり 580 円）を三菱ＵＦＪ信託銀行の当社が指定する口座に払い込むことにより、当社普通株式１株を取得することができます（詳細は下記「３．　第８回新株予約権の行使について」をご参照ください。）。 ②　一般投資家権利行使期間（2027 年１月 25 日から 2027 年２月 26 日まで）に行使されなかった第８回新株予約権は全て、取得条項によって当社に無償取得されます。そのため、本新株予約権無償割当てに伴い普通株式の株価が下落した場合にはこれによる経済的な不利益の全部又は一部を被る可能性がございます。なお、当社は取得条項によって無償取得した第８回新株予約権を、当社取締役会が承認する特定の投資家に適正な譲渡対価で譲渡することがあります。 第８回新株予約権は、東京証券取引所その他の金融商品取引所において上場の予定はありませんので、市場で第８回新

	株予約権を売買することはできません。 なお、本新株予約権無償割当ての株主確定日である 2026 年 12 月 31 日から起算して３営業日前までに当社普通株式を株式市場で売却する等の方法により、第８回新株予約権の割当てを受けないことも可能です。 第８回新株予約権の行使に関するご判断につきましては、各株主の皆様ご自身の投資判断によります。株主の皆様におかれましては、2026 年 10 月 30 日公表の「新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」（URL: https://erth-grp.co.jp/ir/news）及びＥＤＩＮＥＴより有価証券届出書（URL: https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）をご参照のうえ、ご自身の責任において、第８回新株予約権に係る投資判断を行ってください。
Ｑ１－９ 第８回新株予約権の無償取得後の第三者への譲渡	当社は、一般投資家権利行使期間（2027 年１月 25 日から 2027 年２月 26 日まで）に行使されなかった全ての第８回新株予約権を、取得条項に基づき無償取得しますが、当社は取得条項によって無償取得した第８回新株予約権を、当社取締役会が承認する特定の投資家（以下「取得後譲渡先」といいます。）に適正な譲渡対価で譲渡することがあります。 取得後譲渡先は現時点では決まっておりませんが、投資に関する新規事業とのシナジーや企業価値向上に資すると考えられる事業会社等を中心に、2026 年 12 月 22 日までに当社が接触し、選定する予定です。選定においては、取得後譲渡先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び保有方針の確認を行ったうえで、当社取締役会において取得後譲渡先及び譲渡の条件を決定いたします。また、取得後譲渡先が決定した際には有価証券届出書の訂正届出書を提出するとともに、適時開示を行います。 なお、本第三者割当予定先は、本新株予約権無償割当てに関し第８回新株予約権を取得した場合であっても、第８回新株予約権の行使又は第三者への譲渡のいずれも行わず、当社に対し第８回新株予約権の譲渡承認の請求を行わない旨を、本第三者割当に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）において当社との間で合意しております。また、当社は、取得後譲渡先への第８回新株予約権の譲渡は、当社が取得条項に基づき取得した第８回新株予約権の数から本第三者割当予定先が取得日において保有していた第８回新株予約権の数を控除した数を上限として行うことを、本買取契約において本第三者割当予定先との間で合意しております。これにより、本第三者割当予定先は第８回新株予約権の無償割当てを受けた場合においても、本第三者割当予定先に割当てられた第８回新株予約権については、本第三者割当予定先は行使することができず、また、取得後譲渡先に譲渡されることもなく、第８回新株予約権の行使期間の最終日（2026 年３月 26 日）の経過をもって、全て消滅することとなります。 なお、本第三者割当予定先は、一般投資家権利行使期間中、本第三者割当により発行された新株予約権（第５回新株予約権、第６回新株予約権及び第７回新株予約権）を行使しない旨を、本買取契約において当社との間で合意しております。

Ｑ１－10 株式価値の希薄化について	Ａ１－10 第８回新株予約権は各株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられるため、各株主の皆様が割り当てられた第８回新株予約権を全て行使した場合には、各株主の皆様が有する持分比率の希薄化は基本的に生じないものと考えております。第８回新株予約権には取得事由が定められており、当社は、2027年３月１日に、無償で同日において残存する第８回新株予約権の全部（一部は不可）を取得します。一般投資家権利行使期間内に第８回新株予約権の全部又は一部の行使を行わなかった既存の株主様は、１株当たりの経済的価値の希薄化により被る経済的な不利益の全部又は一部を補うことができない可能性があります。
Ｑ１－11 株式累積投資や株式ミニ投資の取扱い	Ａ１－11 各株主の皆様のお取引先証券会社へお問合せください。
Ｑ１－12 外国居住の株主についての割当て、行使、売買に関する制約	Ａ１－12 第８回新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、第８回新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につきご注意ください。 その際のお手続きにつきましては、証券会社等によって異なる場合がありますので、お取引先証券会社等へお問い合わせください。 なお、本新株予約権無償割当てにおいては、第８回新株予約権について 1933 年米国証券法の規定に基づく登録等を行うことが、時間的・事務的・費用的な観点から困難であると判断したため、米国居住の株主（1933 年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール 800 に定義する「U.S. holder」を意味します。）による第８回新株予約権の行使を制限させていただいております。

Ｑ１－13 信用取引の処理（権利処理、現引禁止の扱い等）について	Ａ１－13 現行の制度では、原則として、信用取引で買い建てている普通株式につきましては、買い建てを行った株主様の個人名と異なる名前が名義となることから、新株予約権の無償割当てを受けることはできません。信用取引に係る各種取扱いの詳細については、各お取引先証券会社へお問合せください。
Ｑ１－14 第８回新株予約権の行使価額及びその設定理由について	Ａ１－14 当社の 2026 年 10 月 30 日付公表「新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」の「６．発行条件の合理性」に記載のとおり、第８回新株予約権１個当たりの行使価額につきましては、580 円と設定しております。第８回新株予約権の発行決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準としたディスカウント率は 40.9％となりますが、第８回新株予約権は新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるものであり、割当てを受ける株主が第８回新株予約権の行使価額の設定により直接経済的利益を受け又は経済的損失を被るということはありません。したがって、行使価額は、基本的には調達金額と割当比率（当社の各株主の保有する当社普通株式１株につき割り当てられる第８回新株予約権の個数と第８回新株予約権１個当たりの目的となる株式数の比率）を踏まえて決定されたものです。すなわち、割当比率については１：１：１（当社の各株主の保有する当社普通株式１株につき割り当てられる第８回新株予約権の個数は１個、第８回新株予約権１個当たりの目的となる株式数は１株）とし、当社普通株式の流動性、当社の財政状態等を総合的に勘案しつつ、今後の資金使途のために必要な金額を調達できる金額として決定されたものです。
Ｑ１－15 本新株予約権無償割当てにおける第８回新株予約権の無償割当てを受ける権利の権利落ちの概要について	Ａ１－15 権利落ち日は 2026 年 12 月 29 日でありますが、第８回新株予約権は非上場新株予約権であるため、東京証券取引所では、「呼値の制限値幅に関する規則」の規定により権利落ちによる制限値幅に関する基準値段の調整は行われません。一方で、当社普通株式の株価は、第８回新株予約権の発行により潜在株式数が増加するため、希薄化の影響を受ける可能性があります。

Ｑ１－16 上位株主は第８回新株予約権を行使するのか。	Ａ１－16 当社は、2026年10月30日開催の取締役会に先立ち、筆頭株主であるKAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.（2026年９月30日現在において当社の発行済株式総数の20.7％を保有）及び第２位の大株主である株式会社Kaihou（2026年９月30日現在において当社の発行済株式総数の9.5％を保有）から、KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.は、本新株予約権無償割当てにより割り当てられる第８回新株予約権の全部を自ら行使する資金を有していないため、2026年11月12日に、保有する当社普通株式の全部（4,800,000株）を株式会社Kaihouに対して、返還期日を2027年１月26日として無償で消費貸借する予定であること、株式会社Kaihouは、株主確定日時点で所有権を有する当社普通株式6,992,800株（KAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.から消費貸借により取得した当社普通株式4,800,000株を含みます。）に対して第８回新株予約権6,992,800個の割当を受ける予定ですが、全量行使のための資金が不足するため、そのうち一部を自ら行使した上でその残りについては、第三者に無償で譲渡する意向を確認しております。当社は、大株主である株式会社Kaihouに割り当てられる新株予約権の行使可能性を高めることは、第８回新株予約権の行使比率を高めることに資すると考えておりますので、株式会社Kaihouによる第８回新株予約権の第三者への譲渡については、譲渡先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び保有方針の確認を行ったうえで、原則として当社取締役会において承認する予定です。株式会社Kaihouによる第８回新株予約権の譲渡先については、詳細が判明次第、開示する予定です。また、株式会社Kaihou並びに株式会社Kaihou及びKAIHOU SINGAPORE PTE. LTD.から第８回新株予約権を譲り受けた第三者個人又は法人による第８回新株予約権の行使状況については、報告を受け次第、公表する予定です。
Ｑ１－17 新株予約権無償割当てに伴う株式公開買付規制について	Ａ１－17 第８回新株予約権の割当てを受ける行為は、新規に発行された有価証券を取得するものですので、原則として、新株予約権の取得を、公開買付けにより行う必要はないと理解しております。もっとも、既発行の第８回新株予約権、第８回新株予約権の行使により発行された当社普通株式その他当社の株券等の取得について公開買付規制の対象となる可能性はあるため、ご留意いただく必要があります。 詳細につきましては、各株主の皆様ご自身にて個別に弁護士等にご確認ください。

２．第８回新株予約権の割当てについて

※割当対象者：株主確定日である 2026 年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様

Question	Answer
Ｑ２－１ 新株予約権の割当て個数	Ａ２－１ 普通株式１株につき１個の新株予約権が割り当てられます。
Ｑ２－２ 第８回新株予約権の無償割当てを受けるためには	Ａ２－２ 第８回新株予約権の無償割当てにおける**株主確定日は 2026 年 12 月 31 日**となっておりますので、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様は、特に手続きを経ることなく第８回新株予約権の無償割当てを受けることができます。 **第８回新株予約権の無償割当てを受ける権利が付いた当社普通株式の上場市場における最終売買日は、2026 年 12 月 28 日**となります。株主確定日までに当社普通株式を株式市場で売却することにより、第８回新株予約権の割当てを受けないことも可能ですが、その場合には 2026 年 12 月 28 日までに当社普通株式の上場市場で売却する必要があります。 なお、第８回新株予約権は無償で割り当てられますので、第８回新株予約権の割当てを受けるためには代金をお支払いいただく必要はありませんが、第８回新株予約権を行使する場合には行使価額を三菱ＵＦＪ信託銀行の当社が指定する口座にお支払いいただく必要があります。
Ｑ２－３ 新株予約権証券の発行	Ａ２－３ 第８回新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。
Ｑ２－４ 第８回新株予約権の無償割当て後は、「どのような書類」が、「いつ」、「どこ」に送付されて	Ａ２－４ 株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、2027 年１月 25 日以降、順次、第８回新株予約権に係る株主割当通知書等が、各株主の皆様がお取引のある証券会社にご登録いただいている住所宛に届く予定です。

くるのか	
Ｑ２－５ 自己株式と本新株予約権無償割当ての関係	Ａ２－５ 会社法第 278 条第２項の規定により、当社が保有する自己株式には第８回新株予約権は割り当てられません。

３．第８回新株予約権の行使について

※一般投資家権利行使期間：2027 年１月 25 日～2027 年２月 26 日

Question	Answer
Ｑ３－１ 第８回新株予約権の行使手続き	Ａ３－１ 一般投資家権利行使期間に第８回新株予約権を行使し、権利行使価額を払い込むことにより当社の普通株式を取得いただくことができます。 ①　行使する場合 (1)第８回新株予約権を行使しようとする場合は、一般投資家権利行使期間中に、当社の定める様式の行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名押印したうえ、取扱いの証券会社等に取次請求を行ってください。合わせて、一般投資家権利行使期間最終日までに(2)に記載のとおり、行使価額を行使請求の払込取扱場所（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）にお支払いください。一般投資家権利行使期間最終日までに、第８回新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、行使価額の払込みが確認されていることで行使請求の効力が発生いたします。なお、行使請求受付場所において、第８回新株予約権の行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、行使価額の払込みが確認されるまでに数日間（３～５日）必要であることから、十分な日にちの余裕をもってご対応いただきますようお願いいたします。 (2)新株予約権行使価額の振込み（※株主様の行う手続き。） 行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する新株予約権１個当たりの額は 580 円）の全額を現金にて三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の当社が指定する口座にお振込みください。 (3)株主名簿管理人にて、振り込まれた行使価額と行使請求書の内容等の照合を行います。 (4)株主様ご指定の証券口座に権利行使により新たに取得された株式が記録されます。原則として、上記(1)及び(2)を行っていただき、行使請求書等の確認とお振込みの確認ができた日から６営業日目の日において、第８回新株予約権の行使によって取得された当社普通株式が、行使を行った第８回新株予約権者の皆様の証券口座に新規記録されます。 ただし、証券会社等によっては起算日が異なる場合がありますので、必ずご自身でお取引先の証券会社等へお問い合わせください。 ②　行使されない場合 特にお手続きは必要ありません。一般投資家権利行使期間満了により、当社が取得条項に基づき無償で新株予約権を取得いたします。当該取得条項に基づく取得の際には当社は何らの対価も交付しません。なお、当社は取得条項によって無償で取得した第８回新株予約権を、当社取締役会が承認する特定の投資家に適正な譲渡対価で譲渡することがあります。

Ｑ３－２ 第８回新株予約権１個につき何株の普通株式が取得できるか	Ａ３－２ 第８回新株予約権１個につき目的となる当社普通株式の数は１株となっております。従いまして、第８回新株予約権を行使する場合、当社に行使価額を払い込むことにより、行使した第８回新株予約権の個数と同数の当社普通株式を取得することとなります。なお、第８回新株予約権の行使は、１個単位から可能となります。
Ｑ３－３ １個の第８回新株予約権の一部（例 0.5 個）を行使することはできるのか。	Ａ３－３ 第８回新株予約権の発行要項第５項において「各第８回新株予約権の一部行使はできない」旨定められており、１個の第８回新株予約権の一部（例えば 0.5 個の第８回新株予約権）のみを行使することはできません。 なお、下記Ａ３－４に記載のとおり、かかる規定は、複数個の第８回新株予約権を保有する場合に、その一部の第８回新株予約権のみを１個単位で行使することを禁止する趣旨ではなく、例えば 1,000 個中 500 個の行使等が禁止されるものではありません。
Ｑ３－４ 自己が保有する複数の第８回新株予約権（例えば 1,000 個）の総数のうちの一部（例えば 500 個）行使について	Ａ３－４ 第８回新株予約権の発行要項第５項において、「各第８回新株予約権の一部行使はできない」旨規定されておりますが、ここでいう「一部行使」とは、１個の第８回新株予約権の一部（例えば 0.5 個の第８回新株予約権）のみを行使することができない旨を定めるものです。 各第８回新株予約権者の皆様が複数の第８回新株予約権を保有する場合には、第８回新株予約権の行使は１個単位から可能となっておりますので、その一部の第８回新株予約権のみを１個単位で行使することは可能です。従いまして、例えば、1,000 個の第８回新株予約権を保有する第８回新株予約権者が、そのうち 500 個のみを行使することも可能です。ただし、残る未行使分につきましては、一般投資家権利行使期間内に行使されない場合は当社によって無償取得されることとなり、一般投資家権利行使期間の終了後は行使することができませんのでご留意ください。 なお、当社普通株式の単元株式数及び市場での売買単位はいずれも 100 株となっているため、第８回新株予約権の行使の結果、交付される当社普通株式の数が 100 株未満である場合には、単元未満かつ売買単位未満となるため、議決権など当該株式に係る権利の一部が制限され、かつ当該株式については市場での売買は行えませんのでご留意ください。単元未満株式を有する株主は、請求日の終値を対価として当社に対して保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。その具体的な手続については下記「Ｑ３－８　権利行使により１単元（100 株）未満の株式を保有することになった場合、どうすればよいのか」をご参照ください。

Ｑ３－５ 第８回新株予約権の権利行使可能期間	Ａ３－５ 第８回新株予約権者の皆様が第８回新株予約権を行使できる期間（一般投資家権利行使期間）は、2027 年１月 25 日から同年２月 26 日までとされていますが、**お取引先証券会社によって、行使請求の取次に要する期間が異なりますので、お取引先証券会社における実際の行使請求取次受付期間及び行使手続は、必ずご自身で、お取引先証券会社のホームページの確認や、問合せをしてください。** 原則として、遅くとも 2027 年２月 26 日の営業時間内に、行使請求書が当社の指定する行使請求受付場所に到着し、受理がなされ、かつ、当社の指定取扱金融機関での行使価額の払込みの確認が必要となりますのでご注意ください。 なお、会社法に基づいて新株予約権の内容として定める第８回新株予約権の行使期間は、2027 年１月 25 日から 2027 年２月 26 日まで及び 2027 年３月１日から 2027 年３月 26 日までとされておりますが、これは一般投資家権利行使期間及び取得後譲渡先権利行使期間を合わせた期間です。一般投資家権利行使期間満了時点において未行使の第８回新株予約権は当社が取得条項に基づき無償で取得するため、一般投資家の皆様は、2027 年３月１日から 2027 年３月 26 日の期間中、第８回新株予約権を行使することはできませんので、ご留意ください。
Ｑ３－６ 株式発行（取得）のタイミング	Ａ３－６ 原則として、行使請求書等が株主名簿管理人に取次ぎされ、行使価額の払込みの完了が確認できた日から、６営業日頃に、各第８回新株予約権者の皆様のお取引先証券会社における証券口座に交付される当社普通株式の残高が記録され、売買が可能となるものと理解しております。**お取引先証券会社によって異なりますので、各お取引先証券会社へお問合せください。**
Ｑ３－７ 第８回新株予約権の行使に関して発生する費用	Ａ３－７ 第８回新株予約権の行使に関して発生する直接的な費用は基本的に発生しないものと理解しております。ただし、行使のための資金の振り込み手数料等、行使請求書に記載されている費用については株主にご負担いただくことになります。

Ｑ３－８ 権利行使により１単元（100 株）未満の株式を保有することになった場合、どうすればよいのか	Ａ３－８ 株主の皆様が保有する 100 株未満の単元未満株式について、当社に買取りを請求することができます。 なお、具体的な手続につきましては、当社株式を証券口座で保有されている場合は、お取引をされている証券会社にお問い合わせください。

４．税務上の取扱い等について

本項目において記載する株主の皆様への第８回新株予約権の割当て及び行使に係る税務上の取扱い等について、当社の考えは以下のとおりです。

ただし、株主の皆様及び第８回新株予約権者の皆様の第８回新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、株主の皆様及び第８回新株予約権者の皆様ご自身の責任におきまして、自らの税理士等の専門家及びお取引先証券会社にご確認いただきますようお願いいたします。また、外国居住者につきましては、適用法令上、第８回新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がございますので、各外国居住者において、それぞれに適用される法令の弁護士、税理士、お取引先証券会社等にお問合せください。

Question	Answer
Ｑ４－１ 第８回新株予約権を割り当てられた時点、行使した時点での税金はどうなるのか。	Ａ４－１ 第８回新株予約権を割り当てられた時点、第８回新株予約権を行使した時点、いずれの時点においても課税関係は生じないものと考えております。なお、無償割当てにより取得した第８回新株予約権の取得価額は、原則として０円となります。
Ｑ４－２ 無償割当てにより取得した第８回新株予約権を行使して取得した株式の取得価額	Ａ４－２ 無償割当てにより取得した第８回新株予約権を行使して取得した株式の取得価額は、「権利行使による１株当たりの払込金額 580 円」×「権利行使により取得した株式数」により算出した額になります。

５．株主の皆様における大量保有報告書等の提出義務について

Question	Answer
Ｑ５－１ 第８回新株予約権割当時における大量保有報告書又は変更報告書の提出義務	Ａ５－１ 現行の法制度に基づきますと、本新株予約権無償割当てにおいて、（ⅰ）第８回新株予約権の割当てによって各株主様の保有株券等（共同保有者の保有株券等を含みます。以下同じ。）に係る株券等保有割合が初めて５％を超える場合には新たに大量保有報告書の提出義務（金融商品取引法第 27 条の 23）が、また、（ⅱ）第８回新株予約権の割当て前において株券等保有割合が５％超であり、既に大量保有報告書を提出している場合には変更報告書の提出義務（金融商品取引法第 27 条の 25）が、それぞれ発生すると理解しております。大量保有報告書又は変更報告書（以下「大量保有報告書等」といいます。）は、提出義務が発生したその日（第８回新株予約権の割当てに伴い提出する大量保有報告書等の場合、割当日である 2027 年１月４日）の翌営業日から起算して５営業日以内に提出を要することになるため、2027 年１月 12 日までに提出が必要となりますのでご注意ください。 株券等保有割合につきましては、大要以下の計算式にて計算がなされます。 株券等保有割合＝Ａ/Ｂ Ａ＝保有株式数（保有者+共同保有者） + 潜在株式数（保有者+共同保有者） Ｂ＝発行済株式総数 + 潜在株式数（保有者+共同保有者） ※　2026 年９月 30 日現在「発行済株式総数」は 22,424,494 株ですが、本第三者割当による第５回新株予約権、第６回新株予約権及び第７回新株予約権の行使により発行済株式総数が変動する可能性がございます。なお、本第三者割当予定先は、第８回新株予約権に係る一般投資家権利行使期間中は、本第三者割当により発行された新株予約権（第５回新株予約権、第６回新株予約権及び第７回新株予約権）の行使を行使しない旨を、本買取契約において当社との間で合意しております。 「潜在株式数」は各株主様に割り当てられた新株予約権を全て行使した場合の取得株式数（例えば、新株予約権を 100 個割り当てられた場合は、100 株となります。） 以上のとおり、株券等保有割合の計算においては、分子（上記Ａ）には自己及びその共同保有者が保有する新株予約権の数を加算する一方、分母（上記Ｂ）には自己及びその共同保有者が保有する新株予約権の数だけを加算する（他の株主に割り当てられた新株予約権の数は加算しません。）こととされているため、新株予約権の割当てを受けた株主の株券等保

	有割合は、割当ての時点で増加することとなります。 なお、上記の計算式は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採らなければならない可能性があります。株券等保有割合の計算及び大量保有報告書等の提出義務の存否に係る判断については、ご自身の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。 その他、以下の状況におきましても大量保有報告書等の提出が必要となる可能性がありますので、株主様につきましてはご注意をいただければと存じます。 新株予約権の行使を行った場合⇒Ｑ５－３ 新株予約権の一般投資家権利行使期間満了時⇒Ｑ５－４
Ｑ５－２ 第８回新株予約権行使期間中における大量保有報告書又は変更報告書の提出義務	Ａ５－２ 第８回新株予約権の行使期間においては、他の第８回新株予約権者による第８回新株予約権の行使に伴い、当社の発行済株式総数が変動するため、第８回新株予約権者の株券等保有割合は行使期間中も日々変動することが想定されます。ただし、現行の法制度に基づきますと、下記Ｑ５－３においてご説明する第８回新株予約権を行使した場合のように第８回新株予約権者の保有する株券等の内訳や総数に変動がある場合を除き、大量保有報告書等の提出は不要であると理解しております。
Ｑ５－３ 第８回新株予約権行使時における変更報告書の提出義務	Ａ５－３ 第８回新株予約権が行使された場合、保有する新株予約権の数が減少し、それと同数の普通株式が増加するのみであるため、基本的に株券等保有割合に変動はありません。他方で、第８回新株予約権の行使によって、第８回新株予約権の割当て時に大量保有報告書等の提出が必要となった各株主が保有する株券等の内訳の変更が生じ、当該内訳の変更が発行済株式総数等の１％以上となる場合には、変更報告書の提出が必要となるものと理解しております。なお、上記Ａ５－２のとおり、第８回新株予約権の行使期間中、他の第８回新株予約権者による第８回新株予約権の行使に伴い、当社の発行済株式総数が変動することが想定されますが、当社は、一般投資家権利行使期間満了後及び取得後譲渡先権利行使期間満了後に行使結果及び発行済株式総数を公表する予定です。

Ｑ５－４ 一般投資家権利行使期間満了時における変更報告書の提出義務	Ａ５－４ 一般投資家権利行使期間満了時において未行使の第８回新株予約権は、取得条項に基づき 2027 年３月１日に当社が無償で取得いたします。そのため、一般投資家権利行使期間満了時において未行使の第８回新株予約権を保有する第８回新株予約権者で既に大量保有報告書を提出している方については、当該無償取得により株券等保有割合が１％以上減少した場合、2027 年３月１日を報告義務発生日とする変更報告書の提出が必要になると理解しております。

（ご参考）本新株予約権無償割当て スケジュールについて

本新株予約権無償割当てのスケジュールとなります。詳細は 2026 年 10 月 30 日公表の「新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」をご参照ください。一般投資家による新株予約権行使の期限は、取引先の証券会社により別途期限（短い期限）を設けている場合がありますので、取引先証券会社のホームページにて確認するか、取引先証券会社へお問い合わせください。

項目	日程	備考
第８回新株予約権の無償割当ての権利付最終買付け日	2026 年 12 月 28 日	第８回新株予約権の無償割当てを受けることを目的として新規に当社普通株式を取得する場合、または、第８回新株予約権の無償割当てを受けないことを目的として保有する当社普通株式を処分する場合は、株主確定日の３営業日前の日までに買付け又は売付けを行っていただく必要があります。
第８回新株予約権の無償割当ての株主確定日	2026 年 12 月 31 日	株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経ることなく第８回新株予約権の無償割当てを受けることができます。
第８回新株予約権の無償割当ての効力発生日	2027 年１月４日	本新株予約権無償割当ての効力が発生し、第８回新株予約権が割り当てられます。
新株予約権割当通知書の ①送付予定日 ②到着予定日	①2027 年１月 25 日頃 ②2027 年１月 28 日頃	各株主様のお取引先の証券会社等に登録しております住所を送付先として、第８回新株予約権に係る株主割当通知書等が送付されます。なお、第８回新株予約権の無償割当ては、当該通知の到達前に行われます。
一般投資家権利行使期間	2027 年１月 25 日から 2027 年２月 26 日まで	第８回新株予約権の行使を希望する第８回新株予約権者の皆様につきましては、原則として、遅くとも、2027 年２月 26 日の営業時間中に、行使請求書等が、お取引の口座管理機構（証券会社等）から名簿管理人（三菱ＵＦＪ信託銀行）に取次され、かつ、お振込みが確認できる状態である必要がありますので、十分な余裕をもって手続きください。
残存新株予約権の取得日	2027 年３月１日	
取得後譲渡先への譲渡開始日	2027 年３月１日	
取得後譲渡先権利行使期間	2027 年３月１日から 2027 年３月 26 日まで	当該期間中に第８回新株予約権を行使できるのは取得後譲渡先のみであり、一般投資家の皆様は、当該期間中に第８回新株予約権を行使することはできません。

ご注意

この文書は、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。第８回新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、本件に係る2026年10月30日付「新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」（URL：https://erth-grp.co.jp/ir/news）及び2026年10月30日付提出の有価証券届出書（URL：https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）を熟読された上で、株主又は投資家の皆様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を構成するものではありません。第８回新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

以　上